

# 春日井市公園施設アダプトプログラム（里親制度）実施要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、公園施設の美化、保全等のため、市民、事業者等がボランティアとして行う清掃美化活動(以下「アダプトプログラム」という。)の実施について必要な事項を定めることにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市民及び市との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

## （団体資格）

第2条 アダプトプログラムに参加することができる団体は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に在住又は在勤する3人以上の者で構成されている団体
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていない団体

## （活動内容）

第3条 アダプトプログラムの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設内の空き缶・空きびん、吸殻等の散乱ゴミの収集
- (2) 公園施設内の除草及び犬猫のふんの処理
- (3) 公園施設内に関する情報の提供
- (4) その他市長が必要と認める活動

## （市の支援）

第4条 市長は、アダプトプログラムに対し、次に掲げる支援を行うものとする

- (1) ごみ袋その他清掃に必要な用具類の支給又は貸与
- (2) ボランティア活動保険の加入
- (3) アダプトサインの設置

## （届出等）

第5条 アダプトプログラムに参加しようとする団体は、春日井市公園施設アダプトプログラム申出書（第1号様式）に春日井市公園施設アダプトプログラム活動員名簿（第2号様式）を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときには、速やかに審査し、適当であると認めたときは、春日井市公園施設アダプトプログラムに関する合意書（第3号様式）を当該申出団体と取り交わすものとする。

## （活動報告）

第6条 前条の合意書を取り交わした団体（以下「里親団体」という。）は、毎年度、アダプトプログラムの実施計画及び実施内容について、春日井市公園施設アダプトプログラム計画・実施報告書（第4号様式）により市長に報告するものとする。

## （活動の中止等）

第6条 里親団体は、アダプトプログラムを中止しようとするとき又は登録を辞退しようとするときは、春日井市公園施設アダプトプログラム中止（辞退）届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

## （庶務）

第9条 アダプトプログラムに関する庶務は、春日井市建設部公園緑地課において処理する。

## （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

春日井市公園施設アダプトプログラム活動申出書

年　月　日

(宛先) 春日井市長

住 所

団体名

代表者名

連絡先

法人その他の団体にあっては、事務所  
の所在地、名称および代表者の氏名

次のとおり公園施設のアダプトプログラムを申し出ます。

公園の名称			
管理開始日	年　月　日		
管理回数	<input type="checkbox"/>	ほとんど毎日	
	<input type="checkbox"/>	1週間に1回	
	<input type="checkbox"/>	1ヶ月に1回	
	<input type="checkbox"/>	1年に1回	
活動内容	<input type="checkbox"/> 散乱ごみの収集 <input type="checkbox"/> 除草 <input type="checkbox"/> 樹木、草花の生育管理 <input type="checkbox"/> 不法投棄、異常個所の報告 <input type="checkbox"/> その他		
アダプト・サインに活動者名を表示することを		<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
アダプト・サインに表示する名称			
添付書類	活動員名簿		

## 第2号様式（第5条関係）

## 春日井市公園施設アダプトプログラム活動員名簿

団体名

第3号様式（第5条関係）

春日井市公園施設アダプトプログラム活動に関する合意書

\_\_\_\_\_（以下「受託者」という。）春日井市（以下「委託者」という。）とは、春日井市公園施設アダプトプログラム実施要綱第5条第2項の規定に基づき、次の事項について合意したことを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

記

1 受託者が里親となる公園

名称

所在地

活動の区域

2 市の支援

（1）ごみ袋その他清掃に必要な用具類の支給又は貸与

（2）ボランティア活動保険の加入

（3）アダプト・サインの設置

3 その他の事項

（1）受託者は、毎年度末までの計画・実施報告書を提出するものとする。

（2）受託者は、春日井市公園施設アダプトプログラム実施要綱を遵守し、同要綱に基づき活動するものとする。

年　　月　　日

団体名

代表者

春日井市

代表者　　春日井市長　伊藤　太　　印

(裏面)

活動区域 (略図)

備考

## 第4号様式（第6条関係）

# 春日井市アダプトプログラム活動計画・実施報告書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

团体名

代表者名

## 連絡先

法人その他の団体にあっては、事務所の所在地、名称および代表者の氏名

年度の活動について、春日井市アダプトプログラム実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり計画・実施したので報告します。

- 1 活動施設・内容(具体的に)
  - 2 活動区域(地番・延長距離等)
  - 3 活動報告

第5様式（第7条関係）

春日井市公園施設アダプトプログラム活動中止(辞退)届出書

年　　月　　日

(宛先) 春日井市長

団体名

代表者名

連絡先

法人その他の団体にあっては、事務所  
の所在地、名称および代表者の氏名

年　　月　　日付けで、春日井市公園施設アダプトプログラム実施要綱第5条  
第2項の規定に基づき合意書を取り交わした活動を中止(辞退)したいので、届け出ます。

1 公園の名称

2 活動開始日

3 活動中止(辞退)年月日